

Title	中世里内裏陣中の構造と空間的性質について：公家社会の意識と「宮中」の治安
Sub Title	The structure and spatial character of 'Jinchu (陣中)' of the medieval imperial court : the consciousness of the imperial court society and the security of 'Court'
Author	桃崎, 有一郎(Momosaki, Yuichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	2004
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.73, No.2/3 (2004. 12) ,p.49(195)- 77(223)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20041200-0049

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中世里内裏陣中の構造と空間的性質について

——公家社会の意識と「宮中」の治安——

桃崎 有一郎

はじめに

元来、平安京は大内裏という区画の設定によって、天皇の居所と市街が厳然と区別された都市であった。しかし平安中期以来の里内裏の常用に伴い、洛中市街地に皇居を中心とする空間的礼節秩序が持ち込まれるようになる。そのような里内裏周辺における空間秩序の重要な構成要素の一つとして、飯淵康一氏は平安期里内裏の「陣中」の用法の検討から平安宮大内裏に相当する空間⁽¹⁾「陣中」の概念の存在を指摘された⁽²⁾。この概念は里内裏が完全に常態化した中世の内裏をめぐる礼節秩序においても不可欠と考えられるものであり、最近では野口孝子氏が鎌倉期里内裏の陣中について言及され⁽³⁾、また高橋康夫氏によって南北朝・室町期の内裏土御門殿にも陣中の

中世里内裏陣中の構造と空間的性質について

存在した事が指摘されている⁽⁴⁾。

しかし中世里内裏の陣中が当該期公家社会の日常・非日常において、具体的にどのような場面で現れ、如何なる役割を果たしたか、あるいは天皇・臣下双方にとつてどのような空間と認知されていたかについては改めて検討する余地がある。また陣中の存在を念頭に置いて洛中・内裏周辺の空間秩序を論じる場合、中世を通じて洛中の構造が次第に変容していく中で、陣中の概念がいつ頃まで存続したかについてまず明らかにされておく必要がある。そこで本稿では当該期の史料に現れる陣中・陣口関連記事を基に基礎的な事実を確認し、陣中の概念の存続期間の下限を考察するとともに、陣中が当時の人々の生活をいかなる形で規定し、あるいは人々からどのように位置付けられていたかという具体相を探る事と

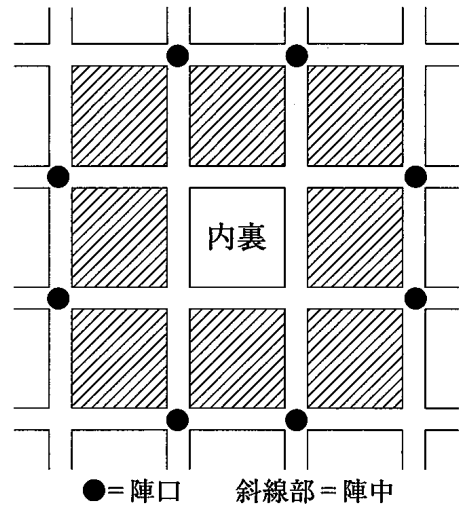


図 里内裏と陣中・陣口の模式図

したい。

一 南北朝・室町期の陣中とその存続下限

飯淵康一氏は、平安・鎌倉期の行幸・参内行程に関する記録中で「陣口」と呼ばれる地点が全て里内裏から一町の距離にあり、その陣口が臣下の下乗（下車・下馬）地点であった事を指摘され、更に平安宮大内裏では大内裏（外郭）の宮城門が臣下の下乗地点であった事との比較から、陣口が大内裏宮城門に相当するものであると推測された。そしてその内側の領域（里内裏を中心に東西南北にそれぞれ一町分ずつ拡大した領域、通常は三町四方）が「陣中」という大内裏に相当する領域であったと

結論され、里内裏発生期に既にこの概念が生じていたのではないかと推測されている。⁽⁶⁾ 即ち平安京における「大内裏→内裏」という空間の二重構造が、里内裏においては「陣中→皇居」という形で観念上再現されていた、という事になる。

A 土御門内裏における陣中・陣口 周知の如く、南北朝期に入ると里内裏は土御門殿（土御門北、東洞院東、高倉西、正親町南）に固定される。これは陽徳門院御所を流用したもので、⁽⁷⁾ 後には足利義満によって大内の構造を模した内裏専用第宅として本格的に構築され、⁽⁸⁾ 戦乱時や火災などの災害時を除いて恒久的な内裏として存続した。その後豊臣秀吉の公家町再編時にもほとんど場所を変えざる事無く今日の京都御所まで連続している。⁽⁹⁾ 前述の如く土御門殿の陣中については既に高橋氏の論考があり、⁽¹⁰⁾ その存在自体については異論の余地が無いと思われるが、その性質や史料上における現れ方は改めて確認しておく必要がある。

陣口は通常、参内時に「於陣口」下車した、⁽¹¹⁾ などとする記載の形で史料上に現れる。南北朝期では、例えば⁽¹²⁾ 康永三年に洞院公賢が参内経路を「参内、於一条東洞院陣口、欲下車之間……」と日記に記しているのがこ

れにあたり⁽¹²⁾（土御門内裏西面の東洞院大路に沿って北に一町の一条東洞院は同内裏の陣口。史料中の傍点・傍線は全て引用者による。以下同じ）、かかる表現による古記録中の陣口・陣中の所見は南北朝・室町期に入っても枚挙に暇が無い。既に高橋氏の挙げられた史料だが、⁽¹³⁾『後愚昧記』^(三七〇)応安三年二月二十九日条に「正親町高倉^{裏内}陣」の炎上を伝える記事が見られ、この「内裏陣中」と明記された正親町高倉も同内裏東面の高倉小路に沿って南に一町の地点即ち陣口にあたっている。

また「申刻許参内^{正親町以南、土御門以北、東洞院東頭}、於一条東洞院下車」の如く、⁽¹⁴⁾陣口である事を明記しない参内時下車の記事が多くの史料に見られるが、それらは公家社会の人々にとってそこが陣口である事が周知の事実であるという前提に基づく記載と考えられる。

下車・歩行すべき領域という陣中の性質の存続も次に挙げる史料から確認されよう。即ち^(一四〇五)応永十二年、後円融院第一三回聖忌に清涼殿で宸筆法華八講が行われた際、正親町高倉の高倉永行亭からこれに出仕した一条経嗣が内裏西面唐門まで歩行した理由を「依⁽¹⁵⁾為陣中也」と自身の日記に明記しており、あるいはまた同一九年、後小松天皇の東洞院亭（日野資教亭）行幸（讓位のため）

に供奉した足利義持が三宝院の坊から徒歩で参内した理由を、高倉永行（常永入道）が「為陣中⁽¹⁶⁾之間、為御步行有御参内也」と記しているのである。同一四年に高倉永行亭から小朝拜に出仕した経嗣が「陣中歩行如⁽¹⁷⁾例」と日記に記している事から、これらの陣中歩行が臨時的なものではなく、常時行うべき慣習として平安期から室町期まで受け継がれていた事が知られる。

⁽¹⁸⁾この頃陣口にはいくつかの別称があったようで、永徳^(三八)元年には一条東洞院の陣口が「陣際」と呼ばれた事例が『門葉記』に見える。これは同地点が「陣」という領域の内外を分ける境界点（際）である事を意識した呼称と思われる。また『園太暦』に見える「令廻車於西門⁽¹⁹⁾、乗之参内、於土御門鳥丸陣下車」という記載から、陣口を単に「陣」とも称する場合のあった事が知られる（土御門鳥丸は内裏の西へ一町の地点）。陣口を「陣」と称する用法は、「陣」に内裏門を指す別の用法があった事と、元々陣口が大内裏の宮城門に擬せられている事——即ち陣口が觀念上「門」に他ならない事からの連想として理解出来よう。応永二十四年足利義量の初度参内・院参の行程を「次御出門へ中略、北行万里少路、至鷹司西行、於南陳^(陣)御下車、自左衛門陣御参内」と記

す史料があり、鷹司東洞院の陣口（内裏の南一町）が「南陳」^(陣)と称されているが、これは先の用法から發展して、「陣」に東西南北の方角を付して特定の陣口を示した用法と考えられる。但し、これとは別に内裏門そのものを「北陣」などと称する用法があり、ここでの用法はそれと抵触して混乱を招いている。

B 牛車宣旨と陣中通行 本来宮城門内への乗車参入は、例えば『日本紀略』寛弘八年八月二三日条に「左大臣（藤原道長）乗牛車、可聴出入待賢上東門」とあり、あるいは同じく寛仁元年三月二二日条に「攝政内大臣、上表請罷左近大将、勅許之、へ中略又聴乗牛車参入宮門」とあるように、特定の門（宮城門）への乗車出入の聴許が個別に宣下されて初めて認められるものであった。鎌倉初期成立の僧家のための故実書『門室有職抄』「牛車宣旨事」に

乍駕車、自上東門入、二町西行、土御門ト壬生トノ角ニテ下車云々、已上宣旨ハ、撰政関白被許レ之、或親王・宿老之大臣、又許レ之云々、

とあるのによれば、牛車宣下は撰関・親王・宿老の大臣などに特に下されるものであり（『立車記』「牛車宣旨事」の項もほぼ同文）、また同書「輦車宣旨事」の末尾

に「不蒙ニケ之宣旨一人ハ、於宮城門下車云々」とある事から、「ニケ之宣旨」は輦車・牛車宣旨を蒙らな者は宮城門で下車する決まりであった事が知られる。更に牛車宣旨と輦車宣旨の関係、宣下の順序、用いる門などについては後鳥羽院の撰とされる『世俗浅深秘抄』（上、聴牛車輦車一人作法事）に関連する記事が見える。

一、^{冊九}牛車輦車人、大略先聴輦車後、聴牛車尋常事也、直聴牛車事、執政之外頗不分明、執政家之牛車之人、用上東門、自余之輩用待賢門歟、雖執政之人又用此門例間々存、

右によれば、輦車での出入が聴された後に追って牛車も聴されるのが通常の順序だが、撰関のみは輦車聴許宣下を経ずに直に牛車を聴されたという。また必ずしも厳密ではなかったようだが、撰関は主に聴許の後出入の宮城門に上東門を用い、その他の人々は待賢門を用いる事が多かったらしい。同書同項に「執政人、駕牛車、往還陽明門・藻壁門、此両門之外、依便宜用之常事也」とあるように、用いる門そのものは時々の便宜により流動したようである。

鎌倉時代初期の故実家三条実房・中山忠親の故実口伝を筆録した『三条中山口伝』（第一甲、立車事）には

「陣頭立車事、所所皆可存陽明門儀也」とあり、この「陣頭」が陣口にあたると思われるから、里内裏では陣口が陽明門（即ち宮城門）に擬され、通常（牛車宣下を蒙っていない場合）はここで立車（駐車）すべきとされていた事が知られる。

また『建内記』（四四一）嘉吉元年三月二七日条は、同日阿闍梨二品承道法親王が「乗牛車可令出入宮中事」の宣下を蒙った直後の退出時の様子を「次引寄御車於置石内、依牛車宣下也、阿闍梨出四足門、經左衛門陣、大番衆之番屋辺事也、於土御門東洞院御乗車御退出也」と記している。ここに見える「置石」は陣口を示す標識と考えられるから（次項参照）、承道法親王は参内時に通常通り陣口に駐車していた車を、退出時には牛車宣下に基づいて陣口の内に引き入れ、内裏南西角（陣中）から乗車して退出した事になる。牛車宣下の有無による行動の相違を最も端的に伝える右の史料などから、里内裏が土御門殿に固定化し恒常的に使用された南北朝・室町期においては、牛車聴許の宣下とは陣中の乗車通行の許可と同義であった事が確認されるのである。

なお牛車宣旨の有無とは別に、陣中乗車通行には年齢制限が存在した。（三六二）康安二年四月二七日関白拝賀のため参

中世里内裏陣中の構造と空間的性質について

内した近衛道嗣の路次を記した『永和一品御記』同日条に

路次室町南行、近衛東行、東洞院北行、到陣口、
令下車給、置石外也、牛車事、関白詔同時雖被宣下、四十以後駕之、每度例云々、

とあるのによれば、（二八）道嗣は任関白と同時に牛車宣下を蒙っていたが、牛車参入は四〇歳を超えてから行われるのが例であるので（『公卿補任』などによれば道嗣は当時三〇歳）陣口の「置石外」で下車したという。牛車宣旨と陣中、年齢の関係については、聖護院覚誉法親王の諮問に答えた延文五年の洞院公賢書状にも次のように見えている。（二九）

〈前略〉牛車宣下已後、参内間事、彼御書拜見返進候了、此事緇素古今皆各別候やらんと覚候、先俗中ハ撰政・関白、輦車・牛車大略所職同時宣下候歟、然而四十未滿之間者不駕之、如本陣中步行、年限至之時必駕之由、鷹司故博陸（師平）など被命候き、随而故左府、（実泰）愚身なども奏慶之後者、内外不（公賢）論用候し、〈後略〉

これによれば、実泰・公賢親子は輦車・牛車宣下以後も四〇歳未滿の間はそれまで通り陣中を步行し、逆に四〇歳に至れば必ず陣中も乗車通行して参内すべしという

鷹司師平の説に従っていたという。前掲『門室有職抄』に牛車聴許の対象として撰関・親王が挙げられているのは天皇を代行または輔佐する人臣最高職の労に対する特別優遇、あるいは高位の皇族に対する優遇と理解されるが、他に宿老の大臣が挙げられている事を考慮すれば、宮中での乗車・乗輿許可の本質の一つには功臣の老体への配慮という面があったと考えられ、したがって右の乗車参入の年齢制限も、そのような文脈から理解し得るものと考えられる。

C 陣口と「置石」 南北朝・室町期に入ると前代までには見られない「置石」なる構造物が陣口に現れる。宝徳二年の三条実量任内大臣奏慶の路次を「鷹司東行迄」東洞院置石北辺」と記す『康富記』^(一四五〇)によつて鷹司東洞院の陣口に置石の存在が確認されるが、これと同一のもの⁽³⁰⁾を指すと思われる記事が当該期の史料に散見する。即ち嘉吉二年中山定親の大納言奏慶を記す『薩戒記』^(一四四四)に「於陽明門代^(鷹司以北、有置石)下車」と見え、また文安元年の賀茂祭近衛使参内路次について『建内記』に「自室町一經法界門内、万里小路南行、鷹司西行、至東洞院置石^(参)土御門内裏了」と見える東洞院大路上(鷹司付近)の置石がそれである。⁽³²⁾更に永享九年の室町殿行幸^(一四三七)

に先立つ義教の参内を伝える記録に「鷹司ヲ東行、東洞院ヲ北行、ヲキ石ノモトニテ御車ヨリオリサセ給フ」と見える「ヲキ石」も同じものを指している可能性が高く、寛正二年に西園寺実遠が参内するにあたり中御門東洞院の自第との位置関係について「只歩行参内^(自此亭置石マテ二町半町計也)」と記しているのも同じ鷹司東洞院付近の置石を指しているよう。⁽³⁴⁾また伏見宮貞成親王の尊号宣下辞退の使者として参内した今出川教季らが(路次は不明だが)「置石⁽³⁵⁾」で下車した事が『康富記』に見えており、同様に文^(一四八七)明一九年直衣始で足利義尚が参内の途上東洞院大路の置石で下車した事が『長興宿禰記』の「近衛東行、東洞院北行、至置石御下車」という記事から、また文龜二^(一五〇二)年足利義澄が参内時に置石で下輿した事が『言国卿記』の「御参内八時分也、一条ヨリ今度御参、伏見殿御門南^(御路次)方二置石ニテ、御輿ヨリ御下在之」という記事から確認される。⁽³⁷⁾

このように置石が参内時における下車(下輿)と関連して史料に現れている事からは、同じく参内時の下乗地点である陣口との関係が直ちに想起されよう。右に見た置石の場所はいずれも陣口そのものか陣口である可能性が高い地点である上、『建内記』永享二年七月二五日条

所載の内裏周辺指図には、鷹司東洞院の交差点（陣口）に「置石」と明記されている。位置的に考えてこれらの置石は陣口の標識であつた可能性が高く、特に永徳元年の禁裏仏眼法供僧参内の路次を記す『門葉記』所収『仏眼法日記』に「經二条西迴東洞院到陣際置石有之」とあつて「陣際（陣口）に置石がある」と明記されている事からも、置石が陣口に付随する構築物であつた事が確認される。応安元年の山門嗽訴で日吉神輿が「禁裏陣中」に押し寄せた時、神輿が「一条東洞院陣置石外」に振り捨てられたと『後愚昧記』が記し、また貞和六年徳大寺実時少将拜賀の参内路次を記した『公清公記』に「廻西新大道到持明院殿惣門前、經本路於宿所門北辺下車、一条東洞院、雖未到陣置石下々車、予在宿所之間、不可遣過門前之故也、」とあつて、ともに「陣置石」と見えている事は右の推測を裏付けていよう。特に右の『公清公記』によれば、参内途中の実時が「陣置石下」に到る以前であるにもかかわらず下車したのは父（公清）の宿所門前の通過を憚つたためであつたという。この行為自体は、親の門前における乗車通行を憚る当時の公家社会における慣習的礼節と符合するが、この記事からは、逆にもし路次に父の宿所が無ければ「陣置石下」での下車が一般的なルールであつた事が窺

中世里内裏陣中の構造と空間的性質について

われるのである。『建内記』嘉吉元年三月二二日条に

撰関雖聽牛車即不乘之、事タル公事之次二乗スル由、（二条持基）関白先度被申室町殿、仍室町殿于今自置石御乗車・御下車也、（一条経嗣）成恩寺関白も如此候、以後シテ関白再任之後やらん、公事之次二駕毛車、於北門外下車、經床子座前被参了、牛車始卜やらん被称了、此事予今夜申出了、

とあるのによれば、「撰関は牛車聴許後もすぐには牛車で乗り入れない」との関白二条持基の説を承けて、室町殿義教は今に至るまで置石にて乗・下車している、と万里小路時房が述べている。更に一条経嗣も関白再任の後に初めて牛車で参内し「牛車始」と称したという。これは前述の牛車宣旨の獲得且つ一定年齢への到達という陣中乗車通行の条件に関する話題と見てよく、したがってここに見える置石は陣口という下乗地点の標識として捉えられていると考えられる。なお同記永享三年二二月二五日条と思われる断簡に「参一会左衛門陣置石辺了」という記載が見えるが、これは左衛門陣（内裏四足門）のあつた東洞院大路上の置石を指す用法と思われる。

以上の陣中と置石の密接な関係に加え、陣中が大内裏に相当する事から考えて、置石は大内裏の宮城門に相当

する地点を示す標識であり、「陣」の内外を分かつ境界を明示的に示していたと考えられる。置石の規模・姿を直接に窺い知る史料は管見の限り皆無であるが、恒常的に標識として機能した事を考えれば、ある程度以上の大きさの石が（『建内記』所収の指図によれば）交差点に据え付けられていたと想像される。また「置石」の訓については、「ヲキ石」と記す史料が散見される事から「ヲキイシ」と訓まれたのであろう。⁽⁴²⁾ なお応永七年に押領されていた所領が伏見宮家に返付された際、その打渡状の文言に「山城国伏見御領内木幡押領分事、任先例之堺、限、臥石、苳彼所々、打渡之状如件」と見えている事は、⁽⁴³⁾ 当該期に洛中・在地を問わず「置石」「臥石」などと称される石が境界を示す標識として設置される慣行が存在していた事を示唆している。

このような置石が南北朝時代になって記録上に現れる事は、天皇（皇統）の交替に伴い転々と皇居が変更された鎌倉期とは異なり、里内裏が土御門殿に固定した事の反映と考えられよう。内裏の固定化はそれまで流動的であった陣中領域の固定化を意味するから、それに伴って恒久的な陣口の目印が設置されたのではないかと推測されるのである。逆にいえば、置石が設置された時点が、

恒久的な内裏としての土御門殿が確定した時といえるかもしれない。貞和四年、光明から崇光への譲位にあたり「新主・旧主御所間事」について勅問があった際、関白二条良基は次のように答申している。⁽⁴⁴⁾

受禪日皇居事、先度御沙汰之趣雖無相違、今被
仰下之旨、土御門殿可為始終皇居之間、暫被
用仙洞之条、可有其憚歟云々、此条強不可
有巨難由存之、

右によれば、良基の意見は「(崇光) 受禪当日の皇居をどこにするかについては先度御沙汰があった通りであるが、今になって『土御門殿は「始終皇居」とする事になっているので、暫くこれを仙洞に用いるのは憚られるのではないかと仰せ下された。しかし自分はその点について巨難は無い筈と考えている」というものであった。「土御門殿は『始終皇居』とする事になっているので……」と「仰下」した主体は治天光厳上皇であろうから、この時点で既に治天にそのような認識があり、土御門殿が恒久的な内裏として確定しつつあった事が確認されよう（この時崇光は良基の押小路烏丸宿所で受禪し二箇月後に土御門殿に遷った⁽⁴⁵⁾）。一方、管見の限り置石の初見は二年後の貞和六年（前掲『公清公記』）であるから、

置石の出現は正に「土御門殿可_レ為_レ始終皇居」き事が決まりつつあった貞和年間後半頃の情勢と対応していると思われるのである⁽⁴⁶⁾。

ところで、大内裏宮城門の内には「置路」なる通路が存在した事が早くより指摘されている。福山敏男氏によれば、置路とは馳道ともいわれ、大内裏東面の陽明門・待賢門から内裏門に至るまでに設けられ、周囲よりも少し高く土を盛り上げて踏み固め、両縁に石を敷いて一段高い通路とされたものであった⁽⁴⁷⁾。また福山氏は『江家次第』『山槐記』『吉記』などの史料から、門内を東西に通る広い通路がこの置路によつて分かれた、その北側を北路、南側を南路と称した事を明らかにされた⁽⁴⁸⁾。同氏の指摘によれば、例えば外記政の退出時に上卿の中納言だけが置路の上を通り、それに次ぐ参議一人は置路の北側（北路）を通つたように、「身分の相違によつて置路の上か下かを歩くのに嚴重なしきたり」があり⁽⁴⁹⁾、またそのような作法には九条流と小野宮流で相違があった。これに対し近年野口孝子氏は馳道と置路を別物とする見解を示された⁽⁵⁰⁾。野口氏によれば、馳道は本来『天子之路』であったが、実際には天皇臨御の儀式における公卿以下の列立基準として使われた大内裏中の仮設通路であ

った。これに対し置路は大内裏外郭門から内裏門まで恒常的に敷設された臣下の参内・退出の際の通行路で、両者の用法が明確に異なっていた事を明らかにされた上で、置路が鎌倉期の里内裏大炊御門殿においても平安宮大内裏に相当する陣中の領域内に設けられていた事を指摘された⁽⁵¹⁾。

鎌倉期里内裏における置路は閑院内裏においても確認され、例えば鎌倉初期成立の『三条中山口伝』（第一甲、立車事⁽⁵²⁾）には「左衛門陣方、若二条面ナラハ、置路ヨリハ北、自_レ町ハ西ニ、轅ヲ南ニテ可_レ立也、三条坊門面ナラハ、自_レ坊門北、自_レ置路ハ東、轅ヲ南ニテ可_レ立也」、あるいは「閑院ニテハ公卿東三条北面ニ、轅ヲ東ニテ西上立_レ之、宰相車ハ西洞院ヨリ東、置路ヨリハ北ニ、轅ヲ東ニテ西上立_レ之也」などとする記事が見えており、当時閑院内裏における置路を基準とした立車（駐車）規定（故実）が存在した事が知られる。特に陣中との関連では同書に三条実房の説として次の規定が見える（第一乙、礼儀事、陣中。続群書類従完成会刊の刊本との内容に關わる異同は傍に注記した）。

陣中^{三条} 関白被_レ参会者、定テ被_レ立置路外一歟、然者前駈者⁽⁵³⁾其方、一行可_レ歩列、宮又可_レ令_レ経置路外一

御也、其後前駟(又)、二行可立直(置)也、大臣前駟(去)者其方儀同前也、但親王不可令下置路御、納言已下前駟猶二行、主人可令經置路上御、殿上人雖為英雄、惣不可有其儀、

自陣口至門内、法親王大臣公卿侍臣等、皆經置路上、

右の記事は陣中において親王と関白以下が遭遇した場合の規定と見られ、これによれば関白と遭遇した場合は関白・親王ともに置路を下り、関白は立って親王の通過を待ち、また両者ともに前駟を退避させる慣行があったようである。また大臣が親王と遭遇した場合には親王は置路を下りず、殿上人は「英雄」(『清華以上の出身』⁵³)であつても置路上の通行を認められていないと見られるなど(殿上人の部分はやや解釈が困難である)、弘安礼節に代表される路頭礼一般と同じく身分ごとに差異が看取される。そして末尾の記載(傍線部)によって、一般的に陣口から内裏門内までは、法親王・大臣・公卿・侍臣は皆置路の上を通るとされている事から、置路を通行する有資格者が知られるとともに、置路が基本的に陣口と内裏門を結ぶ参内路であつた事が確認される。

このように鎌倉期まで陣中には置路が設けられていた

が、管見の限り南北朝・室町期の里内裏(土御門殿)に置路が存在した事を伝える史料は見られず、南北朝期までには失われてしまった可能性が高い。そうであれば、既に置路が消え、かわって置石が設けられた前述の皇居土御門殿の定着期(貞和年間後半頃)に南北朝・室町期の陣中の姿がほぼ固まったものと考えられる事が出来よう。

一方その形態が保たれた時期的下限、更にいえば陣中の概念が存続した下限については、置石の存続期間の下限からある程度推定する事が可能である。置石は戦国時代までその存在が確認され、『言継卿記』が天文一六年(足利義輝)の「大樹御参内」について「置石にて御下輿如常」であつたと伝えるのが管見の限り置石の最終所見である。⁵⁴

この史料と先述の如く置石が陣口の標識であつたという推定から、少なくとも戦国期まで陣中が存続・機能していた事が確認される。なお近世の故実書『故実拾要』(六、塗輿)に「凡輿ノ立所ハ、禁中ハ立石ヲ限ル、諸家ハ互ニ門外ヲ限ルナリ」という記事があり、ここに禁中(55)の下乗地点の目印として見える「立石」は中世の置石を継承したものか置石そのものを指している可能性が高い。同じく近世成立の『有職袖中鈔』(臣下名目)に

牛車輦車ノ宣ノリナガラ宮中ヲ出入アルナリ、牛車

ハ中門ノキハマデ乗ル物ナリ、牛車ノ宣旨ヲ賜フ人
ハ立石タテイシヲコエ兵仗ヲ帶ス本府ノ隨身ヲ召シ連レ参内
アル也、立石今ハウツモレテナシ、カ様ノ事ハ大内
ノ義ニテ今ハ不詳、(後略)

とあるのによれば⁽⁵⁶⁾、かつては牛車宣旨を蒙った人は立石を越えて参内したが、今では立石は既に埋もれて無くなっていくという。この史料から、中世里内裏の下車地点としての置石が、近世には下輿(下車)地点である立石として認識されていた事が推測されよう。同書の成立は天和二年と考えられるから、南北朝期から陣中に付随して下乗地点を示していた置石も一七世紀後半までに「ウツモレテ」失われていた事が知られるのである。天文期以後近世前期までに土御門殿の置石が失われる契機として最も可能性が高いのは、⁽⁵⁷⁾天正三年に織田信長によって企図され(未遂)、同一三年に豊臣秀吉が実現した公家衆屋敷地の総移転とそれに伴う公家町の形成である⁽⁵⁸⁾。公家衆が悉く禁裏の周囲(ほぼ陣中に相当)に集住する構造は、参内時に内裏から一町の地点で下車するという室町期までのルールをほとんど無意味にしてしまうからである。この推定の是非は改めて史料的に検証する余地が残されているようが、南北朝初期から記録上に所見

があり近世初期まで(恐らく織豊期)に廃絶が確認される置石は中世の里内裏に特有の構築物といつてよく、また陣口の標識たる置石の消滅は、平安期以来の陣中の概念の消滅をも意味していると推測されるのである。

二 陣中に対する公家社会の意識と慣行・治安

陣中が外部とは厳然と区別された特別な領域であった事は、飯淵氏が指摘された如く臣下の下乗が常に強制された事によって参内時に意識される仕組みとなっていたが、観念的な大内裏として恒常的に設定されていた以上、洛中(特に公家社会)の人々によって参内時以外にもあらゆる日常・非日常の場面で意識された筈である。本章では陣中が具体的に(参内時以外の)どのような場面において、どのような形で人々を規制したか、また人々から意識されたかを探ってみたい。

そもそも陣口では通過時に下乗が求められたばかりでなく、陣口を通行する事そのものが憚られた形跡がある。時代が遡るが、藤原忠実の日記は民部卿源俊明と忠実の次のような会話を伝えている(なお民部卿の発言中の最初の「余」は、前後の文脈から忠実を指して間接話法的に用いられていると思われる)。

史料1 『殿曆』天永三年二月一四日条^(一)

〈前略〉民部卿於弓場殿云、余參路極遠、經中御門町尻可帰也、余示云、中御門東洞院辻為陣口、為之如何、民部卿云、御一條院時北方陣有免皆渡此、早可渡也、仍随彼命經件路至東三条東門、下從車昇中門廊至寢殿、後略

この日、太政大臣に任せられた忠実は任大臣節会・大饗・奏慶を行つて東三条殿へ退出する際、内裏の弓場殿で俊明に「(忠実の) 參路は極めて遠路なので、中御門町尻を経て帰られるのがよい」と勧められた。これに対し忠実は、「その途中にあたる中御門東洞院の辻は『陣口』となっているが、どうすればよからうか」と疑問を呈したが、俊明から「後一條院の時天皇の免しがあつて皆北方の陣口を通行しているのだから構わない」という指南が得られたため、陣口を通過して東三条殿へ帰宅したという。かつて一度免しがあつて皆が渡つたのだからもう構わないという俊明の論理や、それが直ちに許容されてしまふ忠実の意識も興味深いが、この記事からは、当時太政大臣であつた忠実といえども参内以外の目的で陣口を通行する事には憚りを感じた事が知られる。

また陣中においては、装束も特別のものが必要とされ

た事が史料に見える。例えば天永二年九月三日に藤原忠実が逗留中の藤原季実の第宅で右方の相撲を覽た際、同席した「上達部両三人・殿上人七八人」の服装について『殿曆』同日条は「殿上人一両或着直衣、或着布衣也、此亭陣中也、着冠歟」と述べている。この時内裏は土御門高倉の内大臣源雅実亭であり、季実の第宅は土御門東洞院にあつたから、季実亭は陣中の領域内にあつた。

この事に関して忠実は「この第宅は陣中だから(同席した殿上人らが)冠を着けていたか」と述べており、陣中にいる事が冠を着す理由として挙げられているのである。冠は束帯・布袴・衣冠に不可欠の被り物であり、また直衣の時も改まった際には着用された。⁽⁶¹⁾前三者は朝儀出仕時の服装であり、後者は平常時の私服だが改まった時には冠を着すとさているから、冠の着用は正装である事か、あるいは私服(略装)を正装に近づけ威儀を正す事を意味していると考えられ、陣中の第宅で行われる行事への出席時にはそのような普段より一段フォーマルな服装が求められたらしい事が右の史料から知られるのである。

また次の史料からは、陣中で使用される車についても配慮がなされた事が窺われる。

史料2 『春記』天喜二年五月二日条⁽⁶²⁾

〔前略〕午剋許參東三条、督殿參入給也、皇后宮今夕予候御車也。皇后宮今夕可出御此殿、〔中略〕殿上人拳首副御車、〔中略〕上達部列立庭中、〔割注略〕、即御之、於右衛門陳外〔陣〕乗移檳榔毛車車簾青鈍色縁也、件車、二位中将俊房車云々、関白立陣〔下〕不束帯給也、行事、以尋常車入陣中、依有^レ其憚乗移給歟、〔後略〕

この日皇后（藤原頼通女寛子）が東三条殿に出御するにあたって、内裏門である右衛門陣の外で檳榔毛車に乗り換えており、その理由を記主藤原資房は「尋常の車をもって陣中に入るのは憚りがあるので乗り移られたのであろうか」と述べている。この史料から、車も陣中では「尋常」即ち並大抵の（普通の）ものではなく、陣中を通行するに相応しい特別な車が必要と考えられる場合もあった事が知られる。ここでいう「尋常」は普段・褻などの意に解し得るであろうから、「尋常車」では憚りがある陣中は特別であり晴の空間であった事になる。前者を私的・日常的性格、後者を公的・非日常的性格という事も出来よう。

このような、陣口の外側では略儀で済ませられるものがその内側ではそうはいかなくなる、という発想は、服装や車などの装束だけでなく、行動自体にも求められて

いたと考えられる。『玉葉』安元二年三月二十五日条によれば、この日九条兼実が参内（閑院第）するにあたって中納言源雅頼・同藤原実綱に扈従を求めたが、兩人がどこから扈従するかについて「而九条遼遠頗無心、仍可被来逢陣口之由、兼日所触示也」と記している。

即ち九条にある兼実の第宅が内裏から遠く、そこから扈従する事は兩人にとつて大変なので、陣口で合流してそこから扈従するように、と兼実が前もって指示したというのである。ここからは、参内の行粧が陣口までは整っていない許容されるという発想と、逆に陣口からは整えられていくべきであるとする発想が見出される。時代が下つて貞治五年には、後光厳天皇方違行幸に付随して内侍所（神鏡）が西園寺家の北山第へ渡御する際、供奉の楊梅兼時・葉室宗顕は土御門殿の陣中ばかり供奉して路次は供奉せず、内侍所が北山第の陣中（後光厳が滞在）に入ってから再び供奉したという。⁽⁶³⁾これも陣中さえ威儀を整えていけば途中は略してもよいという発想がある。（その是非は別として）廷臣にあった事を伝える記事である。

以上の事例は全て、陣中においては特に威儀が正されているべきであるという当時の公家社会の認識を示すも

のであり、かかる発想は、つまるところ陣口から先は一見市街地ではあつても観念上は王宮である、という認識から導かれるものであつたと考えられる。里内裏とされる第宅のみならず、陣中そのものが皇居に他ならないという認識は、次のような史料に端的に表れている。曆^(三三)三年の「石清水臨時祭注進状案」には、洛中の掃除の分担が次のように定められている。⁽⁶⁴⁾

史料3

石清水臨時祭条々、〈中略〉一、掃除事陣中主殿寮、陣外使庁、

〈後略〉

また応永二二年の称光天皇即位における行幸路次の掃除の分担も、『出納大蔵少輔安倍親成記』によれば次のようであつた。⁽⁶⁵⁾

史料4

応永廿一年

御即位条々雑事

〈中略〉

一、掃除事、

陣中、主殿寮、陣外、使庁、官司、官方沙汰、

〈後略〉

右の二点の史料ではいずれも「陣中」は主殿寮、「陣

外」は検非違使庁の担当とされている。ここでいう「陣外」は陣中と対比して用いられている事から陣口の外と考えられるが、⁽⁶⁶⁾「陣外」の掃除が使庁の担当とされている事はそこが一般の洛中市街地であつた事を示している。逆に陣中を使庁が担当しないのは、陣中が一見市街地ではあつても観念上はそうではないと認識されていた事の反映と考えられ、同所が宮中において「洒掃殿庭」する事を掌つた主殿寮の担当とされている事は、⁽⁶⁷⁾陣中が皇居内であつた事を明確に示しているよう。康正元年の近衛教基内大臣拝賀の際に『康富記』が「主殿寮打陽明門代、官方沙汰也」と記しており、⁽⁶⁸⁾弁官・史を中核とする弁官局(官方)の指揮下で主殿寮が陽明門代を設置している事からも、⁽⁶⁹⁾内裏から陽明門代(宮城門・陣口)までの空間が主殿寮の所轄であり王宮内であつた事が窺われる。また前章で述べたように、里内裏において牛車宣下は牛車による陣中通行の許可を意味したが、この牛車を聴許する文言に「乗牛車可令出入宮中事」という表現が見られた事も注意される。⁽⁷⁰⁾陣中は「宮中」に他ならなかつたのである。

このような陣中Ⅱ宮中という認識は、特に火災などの災害や強盗・鬪諍などの犯罪・武力闘争などの非常事態

に際して強く表面に現れた。中世の貴族の日記には、陣中の火災によって慌てて参内したという記事が少なからず見える。貞和五年三月一四日に参内して一旦退出した洞院公賢が、六条殿に参る路次で炎上を目撃し、「依陣中」又「参内」したというのはその一例である。⁽⁷¹⁾「陣中なので参内した」という記載からは、陣中における火事の際には直ちに廷臣が参内するという慣行があった事が窺われる。公賢はこの火事の詳細を後日改めて日記に記しており、そこでは「戌剋有火事、相尋之处、武者小路今出川辺云々、而重説土御門將軍第云々、已陣中也、仍大夫忿令参内」と述べていて、土御門にあつた足利尊氏⁽⁷²⁾亭の炎上を見た子息の春宮大夫実夏が公賢と同じく陣中である事に気付いて急ぎ参内した様子が記されている。

永享七年六月一日に発生した鷹司富小路辺の焼亡について伏見宮貞成親王の「陣中近辺仰天」という感想が『看聞日記』同日条に見えているが、「陣中近辺」が仰天されるのは、勿論内裏に延焼する可能性があつたためであろう。⁽⁷³⁾建武二年四月一〇日の火災について『官務記』同日条が「今夜丑刻有火事、上京朱雀小家一両宇焼失云々、陣中之間騒動無極云々、然而無難無為、珍重々々」と述べているように、陣中の火災はしばしば大

騒ぎとなり、内裏と天皇を守るために公卿以下の官人が続々と参集した。そのような緊急時にも、火事の現場が陣中であるために彼らは装束を整える義務を負っていた。

史料5 『実躬卿記』永仁二年正月一四日条⁽⁷⁴⁾

十四日、丑、晴、早旦参禅林寺殿、午刻有炎上、風以外吹、仍退出之处、自六角高倉火出来、艮風吹之間、二条殿且禁裏等有其恐、仍人々馳参、予著直衣参内、侍一人・小雑色兩三召具之、水干鞍、懸総鞆、此間已二条京極炎出、依為陣中、柏挿、帶野太刀、廻南庭方之处、右大将家教、柏挿・帶劍、負隨身狩胡籙、公卿將并次將等皆如此、へ中略、火已至陣中上者、作衛府之条勿論也、而兼祇候人々未至陣中以前帶弓箭云々、此条不可然事歟、

永仁二年正月、六角高倉から起こった火が北西の風に吹かれて二条殿と内裏（冷泉富小路殿）に延焼する恐れが生じたため人々が急遽参集し、三条実躬も直ちに参内した。そうこうしているうちに火が二条京極（冷泉富小路から南東に一町ずつの地点）まで迫ると、実躬は「依為陣中」って「柏挿」をし、「野太刀」を帯して内裏の南庭の方へ廻った。右大将藤原家教はこれに加えて

「隨身狩胡籙」を負つていたという。「公卿将并次将等皆如此」とあるように、これらの服装は近衛大将・次将が内裏炎上の際に身につけるのが習わしであり、冠の纓を巻く柏挿や野太刀（衛府の太刀）の装備などは「衛府に作る」と表現されている如く衛府の官人としての装束を整える事であった（実躬の柏挿・帯剣も彼が右近衛中将であった事による⁽⁷⁴⁾）。

暦応元年三月、光明天皇の三条坊門殿（足利直義亭）行幸の折、「衛府人々」の装束が「或柏挿、或巻纓、或垂纓、皆以不同」と区々であった事につき一条経通が「天下騒乱之時不作衛府垂纓之条又不被甘心」と非難している事から、焼亡に限らず「天下騒乱」などの非常事態には「衛府人々」は「作衛府」るべきとされていた事が知られ、また同五年法勝寺炎上の影響で御幸があつた際に右中弁柳原宗光（法勝寺行事弁）が「柏夾」していた事につき同じく経通が「文官柏夾之条未^レ曾聞、又内裏有非常事之時事也、他所事又以不聞、万人属目云々」と難じている事から、柏夾（柏挿）のよ^{うな}「衛府に作る」装束は当然衛府の武官に限られ文官は行ふべきでないと考えられていた事、しかも内裏の非常事においてのみ行われるべきものとされていた事が確

認される⁽⁷⁶⁾。以上の事例はいずれも順徳天皇撰の『禁秘抄』に「近辺有火之時、陣中、将・佐柏夾帯野劔如^レ法」とあるのに対応するものである⁽⁷⁷⁾。

ところで、右の史料5の事例で注意されるのは、これらの装備が、火が陣中に入るのを合図として行われている事である。「依^レ為^レ陣中、柏挿、帯野太刀」や「火已至陣中上者、作衛府之条勿論也」という記載はこの事を指しているが、特に史料5末尾で実躬が「兼祇候人々」の作法を難じているのが注目される。彼らは火が「未^レ至陣中以前」に「帯弓箭」した事で、実躬の疑問の対象とされているのである。この事から、宮中において「公卿将并次将等」（前掲『禁秘抄』の「陣中、将・佐」に対応する、祇候中の衛府の少将・佐以上）の人々が武装するのは非常時に限られていた事が確認されるとともに、その非常時であるか否かの判断の境界線が、火が陣中に及んでいるか否か——即ち火が陣口を越えたか否か、という点に引かれていた事が知られ、陣中への延焼が王宮の罹災と同義であつた事が窺われるのである。以上に見た陣中の性質——即ち威儀を正すべき空間としての性質や非常時以外の武装制限は、後醍醐天皇の建武政権期に明文化され明示的に規定された。次に掲げる

条々は、管見の限り唯一のまとまった形での朝廷による陣中関連規定である。

史料6 『建武記』⁽⁷⁸⁾ (便宜上大項目にローマ数字を、小

項目に丸数字・アルファベットを附した)

I 大番条々、建武三三、

〈中略〉

II 陣中法条々、

① 一、陣中幕事、^(屋)

卷上之、不可垂下、

② 一、帶^(之イ)武器^(之イ)出入事、

衛府官并役所勤仕之輩者非^(之イ)制之限、其外者一

向可^(之イ)停止、

③ 一、訴論人參内事、

記録所・決断所沙汰、已被^(之イ)定^(之イ)其道々^(之イ)畢、諸

国輩猥不^(之イ)可^(之イ)參^(之イ)禁中、於^(之イ)五畿内訴論人^(之イ)者、

相^(之イ)触于^(之イ)押小路京極役所^(之イ)可^(之イ)參入、役人又記^(之イ)置

面々名字、可^(之イ)進^(之イ)著到於^(之イ)記録所・決断所、自余

道々訴論人事、子細同前、

④ 一、異形輩出入事、

近日警固之役人不法云々、嚴密可^(之イ)加^(之イ)制止、

⑤ 一、番屋事、

為^(之イ)役人之沙汰、不日可^(之イ)造畢、

III 於^(之イ)陣中^(之イ)可^(之イ)加^(之イ)制止^(之イ)条々、

a 一、俗人裹頭異形事、

b 一、用^(之イ)鬢帽子^(之イ)事、

c 一、笠著事、

d 一、著^(之イ)布小袖小袴^(之イ)事、

e 一、著^(之イ)蘭沓^(之イ)事、

f 一、著^(之イ)革鞆^(之イ)事、

g 一、著^(之イ)履付革駄履^(之イ)事、

h 一、著^(之イ)草履^(之イ)事、

i 一、商人出入事、

j 一、捨^(之イ)置塵^(之イ)現^(之イ)不淨^(之イ)事、

〈後略〉

IIの各条の内容を見ると、①陣中では幕を垂らさずに上げるべき事、②「衛府官并役所勤仕之輩」以外が武器を帯して陣中に入る事の禁止、③記録所・決断所で沙汰を経るべき諸国の輩が猥りに禁中に参じて訴える事の禁止、④近日「警固之役人」が取り締まらない「異形輩」の陣中進入の制止の徹底、⑤「役人之沙汰」として至急警固の「番屋」を建てるべき事、の五点を定めている。③はこの時期建武政権が直面していた問題の反映である

が、その眼目は陣中へ種々雑多な人々が訴訟のため殺到する事の禁止と考えられるから、いずれの条も直接的な陣中の治安確保を目的とする条目であると理解されよう。特に②は非常時を除き陣中での帯剣を憚るべきとする史料5の発想に通ずるものである。

次いでⅢにおいて陣中における禁止事項が具体的に列挙されているが、このうちa以下hまでは陣中において相応しくない——即ち本来あるべき社会的良識・常識から逸脱した姿形や極端な略装・無礼な服装を禁じているものと考えられる。これは先に述べた陣中における冠着用の要求や、「尋常」な車での出仕を憚るとする発想に通ずるもので、陣中は然るべき容儀を整えた者しか立ち入るべきではない、という原則が改めて示されている。またiの商人出入の禁止は、Ⅱの③（諸国の訴人・論人らの禁裏への直接出頭の禁止）と同じく、然るべき身分の者以外が猥りに立ち入る事を拒否する原則を示しているよう。jで路上の汚損を禁じているのは、陣中が他の市街地とは異なり特に清浄を保つべき觀念上の「宮中」である事への配慮を洛中住人・滞在者に義務付けたものと考えられる。

三箇条の大項目ごとの眼目を見ると、省略したIは内

裏警固を直接担う衛兵である大番役（禁裏警固）に関する規定で、勤仕義務を負う人々の特定や勤仕に際しての注意事項などであり、Ⅱは訴論人の殺到や異形の輩の通行という同時期の状況に具体的に対応して諸人の無秩序な進入・通行を制限した上で、不穏な行為に繋がる死角の存在や武装の制限によって治安悪化を未然に防止するための即時的・即物的方策、Ⅲは異形・略装・雑人出入・路上汚損の禁止という、王宮周辺区域としての權威の低下防止（直接には治安と無関係）を図ったものと考えられる。したがって史料6は、I内裏警備制度の整備、Ⅱ騷擾を誘発する行動の制限、Ⅲ王権の權威維持に直結する「宮中」の風紀の徹底、の三点を行う事により、内裏（皇居と陣中）の治安確保と秩序回復・維持を直接の目的とした法規であった事が確認されよう。

このような法令が定められた事は、裏を返せばこの時期の内裏周辺において如何に治安・風紀が悪化しやすく、また如何に種々雑多な人々（訴訟当事者・商人から得体の知れない「異形輩」まで）が好き勝手に通行していたかを示すものである。陣中は物理的には周囲の市街地と連続しており、盗賊などから見れば他の市街地と何ら変わりの無い区域であったから、犯罪・騷擾が発生する

危険性は当然存在した。また史料6からも窺われるように、内裏を警固する大番衆はいても陣中全域の警固を専門に行う役は中世を通じて公武ともに置いた事が無く、陣中を遮蔽する防壁が築かれる事も無かった。

しかし、そのような治安維持を実現する物理的条件が欠如していたにもかかわらず、陣中の治安は保たれ得ると当時の公家社会の人々は考えていたようで、またそれが破られた時の彼らの衝撃は極めて大きかった。平安時代最末期の治承元年五月一日に、陣中で中宮庁とされていた「自_(一七七)一条北、自_(一七七)油小路西角古小屋」に強盗数人が乱入し、「宮中雑物等」を悉く盗み取り、更に「庁直・庁守之類」数人が負傷するという事件が起こった。⁽⁷⁹⁾

この時、九条兼実は日記に「陣中強盜古采未_(一七七)聞、可_(一七七)彈指_(一七七)之世也」と書き付けるとともに、更に流れ矢二本が「右衛門陣_(油小路南門也)」に射立てられた事を嘆いて「天運欲_(一七七)尽歟、悲泣而有_(一七七)余者也へ中略_(一七七)我國滅亡時已至歟、余生_(一七七)於乱代、只可_(一七七)恥_(一七七)宿業_(一七七)也」と最大限の悲嘆を表現している。後の応安期になっても陣中放火が「無_(一七七)先規_(一七七)」
「先代未聞」と驚かれたように(後述)、洛中に強盗・放火が絶えないのとは話が異なり、宮中に等しい陣中は特別に治安が維持されるべきであり、その治安が破られた

時人々は「我國滅亡」「乱代」「可_(一七七)彈指_(一七七)之世」と口を極めて嘆いたのである。

しかしそのような意識とは裏腹に、中世を通じて陣中の治安は悪化の一途を辿った。応安七年には「内裏東洞院_(三七四)面北寄唐門_(長橋前也)番衆_(中条分云々)」に所持の「劔」などを「奪取」られた通行人が、一旦引き下がった後党類を率いて大挙して押し寄せ内裏門前で鬪乱に及び、賊徒一人が即時に殺害、一人が負傷し後日死去するという事件が起こっている。⁽⁸⁰⁾この事を記した三条公忠は「番衆挿_(一七七)貪欲_(一七七)、近日非理奪_(一七七)取人物_(一七七)一条、雖_(一七七)不可_(一七七)説_(一七七)……」とし、貪欲にも通行人の所持物を無理に奪い取る番衆の非をも指弾した上で、「禁裏門前寄来之条、凡末代至也、莫_(一七七)言_(一七七)々々」と嘆いているが、王宮の守衛自身が当事者となって鬪争を惹起している点、また服務中の王宮守衛に平然と報復行為を行い、更に王宮門前での刃傷をも辞さない人々が存在した点に、当時の里内裏が晒されていた根本的な治安上の不安が露呈している。文安四年、山名持豊被官犬橋の被官某が帰宅途中に禁裏付近の針貫(釘貫)を強行突破しようとして大番衆に取り押さえられた騒動は、夜間に閉鎖され禁裏の警備に重要な役割を果たした釘貫の性質を伝える事件として既に今谷明氏・伊藤

喜良氏によつて注目されているが、この事件からは逆に陣中治安維持上の不安材料をも窺い知る事が出来る。

史料7 『建内記』 文安四年五月九日条

文安四 五 九

今夜 禁裏西面門外針貫内有「狼藉人」云々、以外物忿、武士等為「警固」馳参云々、仍至「禁庭」内々参入、高倉針貫示案冬房同「道之」、自「東門」廻「西面」、謁「藏内令開之」参了、宗繼卿、直衣、当番也、人権弁・四辻少将、爰事已落居、自「四足門外」中御門大納言宗繼卿、直衣、当番也、帰参、相尋之処、不「示」案内「欲」穿「通針貫」之者在之、仍門役番衆等遮「留」之「相尋」之処、山名内犬橋内者也云々、仍自「門役所」尋遣之処、無「相違」、仍渡「被許」了、非「殊事」云々、静謐珍重々々、翌日伝聞、参詣一条衣服寺薬師一者也、仍諸方針貫近日早閑失「帰路」、可「開」四足門前針貫「由種々懇望」之処、不「承引」、依「無力」少々穿通之時、号「狼藉」欲「打留」之間、両方已欲「及」珍事、仍遣「人相尋」之処、被官人無「相違」之由犬橋申請云々、為「事」実一者非「殊事」歟、彈正尹近日甲日甲穢、候門外云々、帥大納言同馳参在門外云々、次退出了、

右によれば、犬橋（『康富記』前日条は土橋とする）

被官某は一条衣服寺参詣の帰途「諸方針貫」が閉じられ

てしまったため帰路を失い、内裏の「四足門前針貫」を開けてくれるよう番衆に懇望したにもかかわらず聞き入れられなかったため、強引に突破を試み取り押さえられたいという。この事実から、夕刻以降通行が遮断されるのとは対蹠的に、昼間は守護被官のそのまた陪臣クラスの方が寺院参詣の如き私的用事のために（恐らく最短経路であるという理由で）自由に陣中を通行出来た事が知られるのである。

前述の応安七年の内裏門前刃傷事件の際も、帯剣した者が刀を没収された地点と、その後徒党を率いて押し寄せ刃傷に及んだ地点がいずれも内裏門前であった点が注意される。前述の建武政権の規定（史料6）に代表される通行制限方針とは裏腹に、昼間の土御門内裏の周辺では、身元も明らかでない帯剣した個人・集団が陣口などで誰何され、あるいは武器を没収される事も無く内裏門前まで到達出来た事が知られるからである。即ち（少なくとも昼間の）土御門内裏周辺においては、不審な通行人を内裏門前に至るまでに物理的に遮断する機能が欠如していたのであり、そのような内裏の根本的弱点によって、陣中の治安悪化はある程度必然的にもたらされた結果と考えられるのである。

既に弘安六年には「内裏門々守護武士全分無人」であ

ったため嗽訴が内裏門を破つて紫宸殿に神輿を放置する事件があり、また嘉吉三年には賊徒が禁中に乱入し神輿が奪い取られて禁裏がほぼ全焼した禁闕の変が起こっているように、陣中は宮中であり特別に治安が保たれるべきとする公家社会の認識と、その治安維持に必要な物理的機能が事実上欠如しているという現実は、鎌倉期から室町期にかけて乖離したままであったように思われる。かかる両者の乖離は、次に掲げる応安二年の日吉神輿入洛に際しての幕府軍と公家社会の認識の温度差からも窺い知られよう。

史料8 『後愚昧記』 応安二年四月二〇日条

廿日、へ中略へ日吉神輿入洛事、此間雖「風聞」度々延引、今日遂以有「入洛之儀」、へ中略へ先陣既及「内裏陣辺」之時、後陣尚及「富小路以東」、不可説也、山門威勢猶不「恥」往昔「歟」、無「止事」也、へ中略へ後聞、内裏陣外車逆毛木引之、是可「奉」禦「神輿」之料也、武士等在「逆毛木内」、而衆徒等不「拘」防禦「打」破逆毛木「而乱」入陣中、「於」内裏西面唐門前「及」合戦、へ後略へ

南禅寺との抗争に端を發した日吉神輿入洛の風聞に対

中世里内裏陣中の構造と空間的性質について

し、内裏の防衛にあたった幕府軍は「可「奉」禦「神輿」之料」として車逆毛木を「内裏陣外」に設けた。しかし大衆らは「打」破逆毛木「り」、⁽⁸²⁾「乱」入陣中「したため内裏門前で合戦に及んだ。「内裏陣外」に設けた逆毛木（バリケード）を突破した結果「陣中」に進入し内裏門前に至ったというのであるから、逆毛木が引かれた「陣外」と「陣中」の境界点が陣口にあった事が確認される。この時の山門勢力と幕府軍の攻防については、既に高橋康夫氏が陣中を緩衝領域とする事による内裏の安全確保という観点から言及されているが、⁽⁸³⁾ここでは陣口という境界点をめぐる公家社会と幕府軍の認識の差に注目しておきたい。

幕府軍の逆毛木設置によって陣口が物理的に遮断された事は、そこから先が皇居であつて、雑人に犯されてはならないという意識を明示的に示していたものとも解されるが、陣口（最大で八箇所）を塞いでしまえば里内裏への接近が不可能になるという平安京の構造上の特性に基づいた布陣を幕府軍が行つたに過ぎない可能性もある。また前述の応安七年の闘乱事件と同様、実際に両軍の戦闘が行われた地点も注意されよう。史料8は、陣口ではバリケードを突破されただけで戦闘は行われず、実際に

両軍が衝突したのは内裏門前であったというニュアンスで書かれている。別の史料によればこの時鴨河原に配置された幕府軍は「大衆雲霞之上」に「恐神威」れて「不_レ及_レ防_レ之引退」いたが、内裏の門前では一転して「不_レ惜_レ命防戦」したというから、⁽⁸⁴⁾実際に戦闘が行われたのは内裏門即ち陣口の内側に他ならない。また陣口より内側への侵入を禦ぐためには陣口のバリケードの外側に布陣していなければならぬにもかかわらず、武士らが「在_レ逆毛木内」って陣口内部に陣取っていた事は、もし戦闘行為が発生した場合それが陣中で行われる事を前提としたものである。このような発想は陣中における騷擾・鬪乱自体を忌避する公家社会の観念的発想とは根本的に相容れないものであり、したがって幕府側が現実的な非常事態にあたり陣口を観念的な不可侵領域への境界としてどれほど意識していたかは疑問とせざるを得ない。

これとは対蹠的に、陣中での合戦行為に対する公家社会の反応は明確であり、逆毛木を破って陣中に乱入した衆徒が放火に及んだ事について、二条良基は三条公忠に「昨日神輿入洛の儀、以外事候、いまた陣中及_レ放火事無_レ先規、驚入候、頗可_レ謂_レ先代未聞候」と申し送って

⁽⁸⁵⁾いる。陣中放火は先代未聞であり、そのために今度の放火を聞いて仰天しているという良基の述懐は、これまで洛中の放火がどれほどあっても陣中だけはその対象とされずに守られてきた、という彼の認識を伝えている。觀念上宮中に他ならない陣中の治安はこのような非常事態にあつても守られるべきで、更にいえば嗾訴側もそのための配慮を行つて当然であるにもかかわらず、今回初めてそれが破られた、といったニュアンスを持つ良基書状の文言は、あくまでも陣中という観念的存在に拘つているといえよう。これに対し、実際の防戦にあたる幕府側にその意識が必ずしも明確に見られず、現実には合戦の場が内裏門という物理的な境界地点に終始した事は、陣中・陣口という観念的領域・境界点をどれだけ現実的に捉えるかという点に関する両者の意識の相違を示唆しているように思われる。

以上の検討を踏まえる時、陣中が内裏と市街地に挟まれた空間として果たした役割はどのようなものであったと考えられるであろうか。この点について高橋康夫氏は、火災・鬪諍・合戦といった場面において、陣中は内裏へと向かう炎や軍勢から内裏を守るバッファ・ゾーン（緩衝領域）として機能したとされている。⁽⁸⁶⁾しかし先に見た

如く、平時の小規模な闘乱、嗽訴入洛など軍勢同士の衝突を伴う一定規模の戦闘、禁闕の変の如き夜討のいずれの場面においても陣中への入口（陣口）は武装した集団・軍勢を阻止する機能を果たしておらず、本格的な戦闘は内裏門前や場合によっては内裏内部で行われている事から、陣中がこれを防ぐ緩衝帯の役割を果たしてない事は明らかである。また火災時に陣中が延焼を防ぐ緩衝帯の役割を果たすためには、不燃性の建造物のみで占められた空間か、もしくは建造物の全く存在しない空白地帯が禁裏を圍繞するなどの物理的な処置が施されていなければならないであろう。しかし高橋氏が述べられているように、陣中には公武の人々以下、敷地を所有する領主に地子を払って居住する「百姓」と呼ばれる身分の低い人々までの家屋が密集して建ち並んでいた上、史料上にそのような延焼を防ぐ絶縁地帯とも称すべき空間が存在した事も確認出来ない。

そもそも平安京大内裏における二重性は、物理的には大内裏と内裏を囲む二重の築地によって表現され、大内裏内が王宮である事は臣下の乗車・乗馬進入禁止という原則によって実感される仕組みとなっていた。これに対し里内裏は基本的に市街地の貴族第宅の流用であり、ま

中世里内裏陣中の構造と空間的性質について

た比較的短期間で移転する可能性が少なくない性質のものであったから、大内裏が内裏を包摂する王宮特有の二重構造の物理的再現（大規模な築地の造築）は非現実的であったと見られる。しかしその一方で王宮としての權威を維持するために一般市街地との緩衝帯が必要とされた結果、築地などで物理的に明示せず、観念的に設定された陣中の概念が考案されたものと考えられる。鎌倉期以降、当初から内裏として使用する事を目的に「大内を模して」造営された閑院や土御門殿なども、市街地の一部分を流用するという里内裏としての性格を捨てなかつたために、陣中を塀や柵で囲い込むような構造を持たなかつたのではなからうか。少なくとも南北朝・室町期の史料による限り、陣中は公家社会という限られた人々にとつての観念的な宮中であり緩衝地帯であつて、内裏を守る何らかの物理的役割を果たしたり、あるいは期待されたものではなかつたと考えられるのである。

おわりに

本稿の考察の結果、飯淵氏の指摘された平安期以来の陣中の概念は、その性質が喪失・変質する事無く戦国期（一六世紀半ば）まで機能し続け、近世初頭までに（恐

らくは秀吉による公家町形成によつて)失われた事が明らかとなつた。特に陣口の地点を表示する置石の存在は、南北朝期における内裏の土御門殿への固定と密接に関連するものと考えられる。

また商人・異形の輩などはいうに及ばず、太政大臣などでさえも猥りに陣口を通行する事が憚られ、また陣中では様々な場面で特に威儀を正す事やフォーマルな装束・用具の使用が求められるなど、陣中は洛中に居住・滞在するあらゆる人々に対して様々な制約をもたらした。

但し、突き詰めれば陣中とはあくまでも公家社会の觀念の産物に過ぎず、鬪乱・合戦・災害などの非常時に物理的な緩衝地帯・絶縁地帯として内裏を保護する機能を果たす事は無かつたと考えられる。そもそも王宮としての權威を保つために一般民衆の居住する市街地との間に觀念的な距離を置く事を目的として設定されたのが陣中であると考えらるならば、陣中は本来的・根本的には權威の標識であり、物理的な内裏の守護機能はもともと期待されていなかつたと考えられるのである。

しかしそのような王宮の標識としての概念が、中世最末期から近世初頭までのある時点で解体されるまで古代から連綿と維持され、臣下の下乗を強制し続けた事實は

一定程度評価されるべきであろう。応仁の乱以降は節会・叙位・除目など多くの朝儀が廃絶・中絶し、特に費用の抛出不能によつて天皇の踐祚に伴う大嘗会が三代中絶したり、あるいは即位式挙行が一〇年から二〇年も遅延するなど、⁽⁸⁹⁾中世後期の天皇の權威標示の手段が著しく制限されていった事は周知の通りである。そのような中で、陣中の概念を介在させた臣下の下乗強制は、全く出費を伴わない王權の標示・誇示手段として、最後まで生きながらえ活用されたのではないかと思われるのである。

また前述のような陣中の性質が派生的に「陣中においてさえ形式が整えられていれば他は略してもよい」といった発想を生み出した事は、公家社会そのものが禁裏周辺へと収縮してゆく室町期朝廷のあり方、⁽⁹⁰⁾更には文字通り禁裏の周囲に全ての公家衆が集住してしまふ秀吉期以降の公家町のあり方とも無関係ではないように思われるが、この点については改めて考察する事としたい。

註

(1) 橋本義彦「里内裏沿革考」(山中裕編『平安時代の歴史と文学 歴史編』、吉川弘文館、一九八一)などを参照。

- (2) 飯淵康一「平安時代里内裏住宅の空間的秩序―陣口、陣中及び門の用法」(『平安時代貴族住宅の研究』、中央公論美術出版、二〇〇四、初出一九八四)二五九頁。
- (3) 野口孝子「閑院内裏の空間領域―領域と諸門の機能―」(『日本歴史』六七四、二〇〇四)に平安末く鎌倉期閑院内裏の陣中に関して言及がある。
- (4) 高橋康夫「室町期京都の都市空間」(中世都市研究会編『政權都市―中世都市研究9』新人物往来社、二〇〇四)。
- (5) 前掲註(2)飯淵氏論文。
- (6) 前掲註(2)飯淵氏論文二七八頁。
- (7) 土御門殿が恒常的内裏となる経緯については、川上貢「南北朝期の内裏土御門殿とその小御所」(『日本中世住宅の研究』〔新訂〕、中央公論美術出版、二〇〇二、初出一九五六)を参照。また藤岡通夫『京都御所』(〔新訂〕、中央公論美術出版、一九八七)、藤田勝也「南北朝時代の土御門東洞院内裏について」(『日本建築学会計画系論文集』五四〇、二〇〇二)なども参照。
- (8) 『薩戒記』応永三二年八月一日条など。
- (9) 京都市編『京都の歴史』4 桃山の開花』(学芸書林、一九六九)二八六―二八八頁以下などを参照。
- (10) 前掲註(4)高橋氏論文五八頁以下。
- (11) 『玉葉』治承三年二月一日条。
- (12) 『園太曆』康永三年正月七日条。
- (13) 前掲註(4)高橋氏論文五九頁。
- (14) 『中院一品記』暦応二年十一月五日条(『大日本史料』六編之五、七九〇頁以下所収。以下『大史』六一五のように記す)。
- (15) 『荒曆』応永二年四月二六日条(『大史』七十七、一二〇頁以下所収)。
- (16) 『常永入道記』応永一九年八月二八日条(『大史』七一六、五八八頁所収)。
- (17) 『荒曆』応永一四年正月一日条(『大史』七七八、六八三頁以下所収)。
- (18) 『門葉記』卷第四一(仏眼法二)永徳元年四月一九日条(小野玄妙編『大正新脩大藏經圖像』一一(大正新脩大藏經刊行会、一九七八)所収。以下同じ)。
- (19) 『園太曆』貞和二年一〇月二日条。
- (20) 『義量公参内并院参始参仕記』(『広橋家記録』九十四、『大史』七一八、一六七頁以下所収)。
- (21) この経路では鷹司を西行、東洞院を北行して内裏に至る。
- (22) 「北陣」の「陣」が門を指す明白な用法としては、『兵範記』仁平二年六月一日日条の「参入自近衛面西門、右准衛門陣也、北陣依無」などがあり、また白馬節会の日の内裏便宜、用此門敷」などがあり、また白馬節会の日の内裏北面の門で檢非違使が雑犯の犯人を釈放し天皇が観覧する「北陣雑犯」の儀式がある(『康富記』嘉吉四年正月七日条など)。
- (23) 『群書類従』雑部卷四九一所収。本文は東京大学史料編纂所架蔵版本(請求番号一〇〇一―一五三一六一九)に拠った。また村山貴久男「門室有職抄」(『群書解題』八、続群書類従完成会、一九六一、一二三―一二四頁)をも

参照。

(24) 『統群書類従』雑部卷九三四所収。内容に関わる相違点として、『門室有職抄』の「宿老之大臣」を『立車記』は単に「宿老」とする(本文は国立公文書館内閣文庫所蔵写本(請求番号二一六一、冊次一〇九二)に拠った)。

(25) 『群書類従』雑部卷四六九所収。本文は前掲註(23)版本(請求番号一〇〇一―五三―五九〇)に拠った。また撰者などについては是沢恭三「世俗浅深秘抄」(『群書類解題』八、統群書類従完成会、一九六一、五九―六〇頁)をも参照。

(26) 輦車宣旨の形式と宣下手続きに関する論考として渡辺直彦「藏人方行事と輦車宣旨」(『増訂版日本古代官位制度の基礎的研究』、吉川弘文館、一九七八)が、また輦車宣旨と牛車宣旨の関係・牛車宣旨の対象者に関する論考に古谷紋子「輦車宣旨について」(『駒沢大学史学論集』二一、一九九一)がある。

(27) 『統群書類従』雑部卷九六九所収。本文は前掲註(24)写本(請求番号二一六一、冊次一四二)に拠った。

(28) 『柳原家記録』百(『大史』六一―三三、五一―頁所収)。

(29) 『園太暦』延文五年二月六日条。

(30) 『康富記』宝徳二年八月一七日条。本文は東京大学史料編纂所架蔵謄写本(帝国図書館所蔵自筆本の謄写本)。

請求番号二〇七三・九一―二七)に拠った。以下同じ。

(31) 『薩戒記』嘉吉三年六月一九日条(本文は東京大学史料編纂所所蔵自筆本(請求番号S〇六七―三五)に拠っ

た)。なお同条は『統群書類従』公事部卷二九八所収『大納言拝賀部類記』にも引かれているが、当該本で割注部分を「土御門以南、鷹司以北、有置石」とするのに対し、自筆本は「土御門以南」の五字を墨線で抹消している。この五字の有無により置石の推定設置位置が変わってくるため、本稿では自筆本の抹消に従った。

(32) 『建内記』文安元年四月八日条。

(33) 『永享行幸記』(東京大学史料編纂所架蔵謄写本、請求番号二〇七三―三九八)。なお『永享九年十月廿一日行幸記』として『群書類従』帝王部卷四〇にも収める。

(34) 『実遠公記』寛正二年二月二七日条(本文はコロタイブ複製版『管見記』卷二六(立命館大学出版部、一九三八)に拠った)。なお同月一四日条に「今日中御門東洞院新亭移徙也」と見える。

(35) 『康富記』文安五年二月二日条。本文は前掲註(30)謄写本(請求番号二〇七三・九一―一九)に拠る。

(36) 『長興宿禰記』文明一九年正月二五日条。

(37) 『言国卿記』文龜二年八月一七日条。

(38) 『門葉記』卷第四一(仏眼法二)永徳元年四月一九日条。

(39) 『後愚昧記』応安元年八月二九日条。

(40) 『公清公記』貞和六年正月一六日条(『大史』六一―二、二四―三頁以下所収)。

(41) 『大日本古記録 建内記』二、二四八頁。

(42) 前掲註(33)『永享行幸記』の掲出部分。また貞治六年(一三六七)禁中北斗法勤修を記録した『御登山御参内之記』(『大

史』六一二八、六〇六頁以下所収)に慈濟僧正が参内途中「ヲキ石ノ辺ニテ御下車」したとある。

(43) 「伏見宮御記録」(元二十六坤、御教書御文類)所収
応永七年正月二四日浜高行・某秀忠打渡状写(『大史』七―四、八〇二頁所収)。

(44) 『園太曆』貞和四年九月一三日条。

(45) 『園太曆』、『続史愚抄』貞和四年一〇月二七日条、同年一二月二八日条。

(46) もつとも『師守記』貞治四年五月八日条によれば、やや下った同年の造内裏地諮問において廷臣から富小路殿・万里小路殿など様々な意見が出されているから、内裏即ち土御門殿という意見は未だ必ずしも自明ではなかったようである。

(47) 福山敏男「信貴山縁起に見える宮城の門」(『日本建築史研究 続編』、墨水書房、一九七二)。

(48) 前掲註(47)福山氏論文四一五―四一七頁。

(49) 前掲註(47)福山氏論文四一八頁。

(50) 野口孝子「平安宮内の道―馳道・置路・壇葛―」(『古代文化』五五、二〇〇三)三八五頁。

(51) 前掲註(50)野口氏論文三五四頁。

(52) 前掲註(27)に同じ。続群書類従完成会刊の刊本(三三上、三六五頁)との内容に関わる相違点として、二つ目の記事の内「公卿」が刊本では「公卿車ハ」と、また「轅ヲ北ニテ」が「轅ヲ東ニテ」とされている。

(53) 応永二十七年成立(書中に「応永廿七_{庚子}五月廿三日 宣守判」とあり、また最末尾に「同七月日重テ書加畢」と

ある)の故実書『海人藻芥』によれば、「英雄」とは清花・花族と同義で「三家ノ人々」(久我・花山・閑院)を指すとされる。

(54) 『言継卿記』天文一六年正月二五日条。

(55) 『改訂増補故実叢書』一〇(明治図書出版、一九九三)所収。

(56) 『改訂増補故実叢書』一〇(明治図書出版、一九九三)所収。

(57) 同書「親王家」の項に、寛文一一年生(六七一)の八条宮尚仁親王を指して「八条殿_{代員宮御年十二}」とある事による。

(58) 『御湯殿の上の日記』天正三年七月一三日条に信長による移転奏請記事が、「上井覚兼日記」同一四年三月一八日条に前年秋の総移転完了の記事が見えている。公家衆屋敷地総移転については橋本政宣「豊臣政権と撰閣家近衛家」(『近世公家社会の研究』、吉川弘文館、二〇〇二)二〇一頁をも参照。

(59) 『殿曆』天永二年九月三日条。

(60) 『殿曆』天永二年九月二日条。

(61) 鈴木敬三「冠」(『国史大辞典』3、吉川弘文館、一九八三)。

(62) 本文は東京大学史料編纂所架蔵謄写本『春記左経記 抜萃』(請求番号二〇七三―四一五)に拠った。

(63) 『師守記』貞治五年一〇月九日条頭書。

(64) 「石清水臨時祭注進状案」(石清水八幡宮蔵「石清水臨時祭記」所収、『南北朝遺文 中国四国編』九四四号)。

(65) 『大史』七―二一、三六頁以下所収。

- (66) 平安期から室町期にかけて記録上で「陣」が内裏門・内裏門付近の詰所・陣口など多様な語義をもって使われた事から、派生的に「陣中」「陣外」も複数の語義を持った事が多くの史料から窺われるが、本稿では詳述する余裕を持たなかった(「陣中」の語義の多様性・不安定性に関しては別稿を用意している)。
- (67) 『養老職員令主殿寮条』。
- (68) 『康富記』康正元年二月二四日条。本文は前掲註(30)『贍写本(請求番号二〇七三・九一三六)』に拠る。
- (69) 中世朝廷機構における官方の役割・位置付けについては中原俊章「官方と外記方」(『ヒストリア』一四六、一九九五)を参照。
- (70) 『建内記』嘉吉元年三月二七日条。
- (71) 『園太暦』貞和五年三月一日四日条。
- (72) 『園太暦』貞和五年三月一日四日条。
- (73) 『大史』六一二、三八七頁所収。
- (74) 『公卿補任』によれば、実躬は弘安八年(一七八五)より嘉元元年(一三〇三)の任権中納言まで右中将。
- (75) 『玉英記抄』衣服、暦応元年三月条(『大史』六一四、七五四頁所収)。この条は日を欠くが、「参三条坊門殿、主上・々皇御対面」とある記事が『園太暦』観応二年三月四日条に載せる建武五年(暦応元年)三月九日の「寅刻、行幸三条坊門万里小路第」という記事と対応していると思われる、同条も九日条と推定される。また経通が特に「天下騒乱之時」と記しているのは、同年正月に北畠顕家が美濃青野原で敗北し、五月には和泉堺浦で戦死するという南北朝の激戦にこの時期が挟まれている事と対応している。
- (76) 『玉英記抄』衣服、暦応五年三月二〇日条(『大史』六一七、七五七六頁所収)。
- (77) 本文は『改訂増補故実叢書』二二二(明治図書出版、一九九三)所収『禁秘抄考註』に拠った。
- (78) 『大史』六一二、三〇三〜三〇六頁所収。
- (79) 『玉葉』同日条。
- (80) 『後愚昧記』応安七年五月一〇日条。
- (81) 今谷明「門前検断の釘貫―権門の町屋支配」(季刊論叢日本文化2『戦国期の室町幕府』第三章、角川書店、一九七五)、伊藤喜良「四角四堺祭の場に生きた人々」(『思文閣史学叢書』『日本中世の王権と権威』I―第二章、思文閣出版、一九九三)。
- (82) 『勘仲記』弘安六年正月六日条。本文は東京大学史料編纂所架蔵贍写本(請求番号二〇七三―四四一五)に拠った。
- (83) 前掲註(4)高橋氏論文六一頁以下。
- (84) 『日吉神輿御入洛見聞略記』(『大史』六一三〇、四二〇頁以下所収)。
- (85) 『後愚昧記』応安二年四月二〇日条所収二条良基書状案(二一日付)。
- (86) 前掲註(4)高橋氏論文六一〜六二頁。
- (87) 前掲註(4)高橋氏論文六〇頁、同氏「後小松院仙洞御所跡敷地の都市再開発」(『京都中世都市史研究』、思文閣出版、一九八三)一九七頁以下。

(88) 『玉藻』建暦二年二月二十四日条、『経俊卿記』建長三年六月二十七日条。なお太田静六「里内裏と釣殿・泉殿の研究」(『寝殿造の研究』、吉川弘文館、一九八七)八一

七頁以下、前掲註(3)野口氏論文第三章をも参照。

(89) 富田正弘「室町殿と天皇」(『日本史研究』三一九、一九八九)四〇頁以下。

(90) 永原慶二「応仁・戦国期の天皇」(同氏編『講座・前近代の天皇 2 天皇権力の構造と展開 その2』、青木書店、一九九三、五六頁以下)によれば、応仁の乱以降戦国期の天皇は、政治的な「表」の空間・世界から切り離されてプライベートな生活空間に閉じ籠められる傾向を強めたとされ、そのような天皇のあり方を最も的確に表現した呼称が当該期に非常に多用された「禁裏」「禁裏様」であったという。このような空間的縮小傾向は室町期の朝廷全体にも認められ、例えば任官時に治天・天皇以下の諸権門に謝意を表するため参上する拝賀(奏慶)は、本来任官者が自第より乗車して諸所を巡るべきであったにもかかわらず、南北朝期以降「陣家」と称する陣中の出立所を借り請けて徒歩で参内する様態が急速に増加しており、また参上先も院御所・内裏・室町殿の三箇所にはほぼ限定されるようになる。このような公家社会の行事空間の内裏・陣中への縮小・凝縮傾向は、右の永原氏の説のような天皇のあり方そのものの「禁裏」への凝縮傾向とも無関係でないと思われるが、この点に関しては別の機会を得て考察する事としたい。

附記 本稿は二〇〇四年一月に慶應義塾大学大学院に提出した修士論文の一部を補訂・加筆したものである。